

1 事業者あたりの接続検討申込件数の上限設定に関する F A Q

<制度全般>

Q1. 制度の目的は何ですか？

A1. 現在、系統用蓄電池を中心として接続検討申込みは増加傾向にあり、接続検討申込みの受付に長期間を要する状況が継続しています。このような状況下において、一部の事業者による多数の申込みが系統アクセス手続きの長期化に繋がっていることや事業者間の公平性を損なう恐れがあります。本制度は、全ての事業者が迅速かつ公平に接続検討の機会を得られるようにすることを目的として導入されました。

Q2. 制度の適用対象となる電源は何ですか？

A2. 足元の接続検討申込状況を踏まえ、特に急増している系統用蓄電池が適用対象電源になります。今後の状況により他電源種にも拡大される可能性があります。また、他の電源種や需要と併設する蓄電池であっても、設備容量等から蓄電池が主たる設備と判定される場合は適用の対象となります。

Q3. 同一事業者かどうかは接続検討申込書のどの欄の内容から判断しますか？

A3. 接続検討申込書（様式 1）に記載された申込者の事業者名および住所等の情報を基に判断します。なお、具体的な判断方法の詳細については、制度の実効性確保の観点から公表していません。

Q4. なぜ判断方法の詳細を公表することができないのですか

A4. 制度の実効性確保（抜け道防止）や公平性の観点から、基本的な考え方のみ公表し、詳細な判断方法は個別にはお答えしておりません。

Q5. 自社が現在何件接続検討申込みを行っている扱いとなっているか確認する方法はありますか？

A5. 一般送配電事業者から、各事業者様に対して「現在の申込件数」を一覧的にお知らせすることとは行っておりません。上限を超過した際に限り、メールによる申込みの場合は、原則として当該申込みメール、または接続検討申込書に記載された連絡先のメールアドレスに、書面による申込みの場合は接続検討申込書に記載された連絡先のメールアドレスに連絡します。なお、上記メールアドレスが有効でない場合には、ご連絡を差し上げることができませんので、あらかじめご了承ください。

Q6. 上限数は電圧階級ごと（高圧・特別高圧）に設定されますか？

A6. 電圧階級ごと（高圧・特別高圧）の区分けは行っておらず、高圧・特別高圧を合算した一事

業者あたりの申込件数が上限数となります。

Q7. 上限数を超えて申込みをした場合はどうなりますか？

A7. 上限数を超過した申込みについては、書類確認、接続検討料の請求及び受付を行いません。当該申込みは無効となりますので、接続検討中の案件数が上限数未満となった後に改めて申込みを行ってください。

Q8. 上限数を超えた申込みについては書類確認を行わないとのことですが、書類内容を確認しないでどのように同一事業者の申込みと判断されますか。

A8. 提出された接続検討申込書（様式1）に記載された申込者の事業者名および住所等の情報を基に判断します。なお、ここでの「書類確認」とは、接続検討を行ううえで必要となる各種諸元内容の確認となります。

Q9. 上限数を設けることはどこに規定されていますか？

A9. 送配電等業務指針の第81条の2および業務規程第71条の2に規定されています。
（2026年8月1日変更）

Q10. 親会社・子会社・関連会社は別事業者として扱われますか？

A10. 一事業者かどうかは申込書に記載された情報等を踏まえて総合的に判断します。制度の実効性確保（抜け道防止）や公平性の観点から、基本的な考え方のみ公表し、詳細な判断方法は公表しておりません。

Q11. 同一会社であるがプロジェクトチーム（支店や事務所なども含む）が分かれているため、それぞれに上限数を適用してほしい。

A11. 同一の事業者と判断される場合、プロジェクトチーム（支店や事務所なども含む）ごとに上限数を別途設定することはできません。

Q12. A株式会社甲支店（甲支店住所、甲支店連絡先等）およびA株式会社乙支店（乙支店住所、乙支店連絡先等）として申込みをした場合、どのように取り扱われますか？

A12. いずれもA株式会社（本店住所、本店連絡先等）申込として、同一事業者として取り扱いいたします。

Q13. 接続検討中に事業者名や会社名が変更となった場合、上限数の扱いはどうなりますか？

A13. 実質的に同一の事業者と認められる場合は、従前の申込み件数を引き継いで管理します。

Q14. 会社分割・統合や事業譲渡・譲受により申込主体が変更となった場合、上限数はどのよう

に扱われますか？

A 14. 個別の事情を踏まえて判断しますが、制度の趣旨を踏まえ、実質的に同一の事業者と認められる場合は、従前の申込み件数を考慮して取り扱います。

<申込・受付・運用>

Q 15. 上限数を超過した場合、どの案件を受付対象とするかはどのように決まりますか？

A 15. 原則として申込み受領順に取り扱います。ただし、制度開始時点において未受付案件が上限数を超過している場合など、一般送配電事業者が確認を行う場合があります。

Q 16. 上限数の見直しはありますか？

A 16. 接続検討件数の抑制・低減を目的とした他の施策の導入状況を踏まえ、一事業者あたりの上限設定の効果や公平性の観点から、状況に応じて見直しを行う場合があります。

Q 17. 上限数の対象ステータスは？

A 17. 系統連系希望者による接続検討受領から、接続検討結果の回答までの範囲にある案件が、上限数の対象となります。

Q 18. 接続検討結果の回答後、いつ上限数の対象から外れますか？

A 18. 接続検討結果の回答書を送付した時点で、当該案件は上限数の対象外となります。

Q 19. 同一の地点における条件が異なる申込み（負担可能上限額、受電電力、受電地点など）は 1 件としてカウントされるのか

A 19. 条件（負担可能上限額、受電電力、受電地点等）が異なる複数パターンでの申込みは、それぞれ別の申込みとしてカウントします。なお、複数パターンでの申込みが不当に制約されないよう、上限数には最低値が設定されています。

Q 20. A 社（委託元）名義で弊社（受託会社）（連絡先窓口）から申込みを行った案件では上限数を超過していないはずだが、なぜ超過扱いになるのですか？

A 20. 委託元にて上限超過している可能性があります。委託元にご確認ください。

Q 21. 上限を超過した場合、連絡はありますか？

A 21. メールによる申込みの場合は、原則として当該申込みメール、または接続検討申込書に記載された（８）連絡先の【連絡先】メールアドレスに連絡します。書面による申込みの場合は接続検討申込書に記載された（８）連絡先の【連絡先】メールアドレスに連絡します。なお、上記メールアドレスが有効でない場合には、ご連絡を差し上げることができませんので、あらかじめご了承ください。

Q22. 上限数を超過した案件の接続検討申込書はどうなりますか？

A 22. 上限数を超過した申込みは受付手続きを行わないことになるため、メール申込み・書面申込みのいずれの場合も、原則として破棄します。接続検討中の案件の回答書が届いた後は、上限数未滿となります（受付枠に空きが生じます）ので、優先する案件について改めて申込みを行ってください。

【過渡期の対応：2026 年 7 月 31 日までに受付された案件において接続検討数が上限数を超過している場合】接続検討数が上限数未滿となりましたら、優先する案件について改めて申込みを行ってください。

Q23. 現在検討中の案件とこれから申込みを行う案件を入れ替えることはできますか？

A 23. 原則、接続検討受付済の案件との入れ替えはできません。ただし、検討中の案件を取り下げ（辞退）していただき、一事業者あたりの上限数未滿の状況としたうえで、優先する案件を申込みいただくことは可能です。なお、接続検討受付済の案件を取り下げた場合は、原則として接続検討料の返金はいたしません、検討状況によっては返金する場合もございます。

Q24. 接続検討中の案件を取り下げた場合、上限数はいつ解消されますか？

A 24. 一般送配電事業者が取下げを受理した時点で、当該案件は上限数の対象外となります。

Q25. 取り下げはどのように行えばよいのか

A 25. 各一般送配電事業者のホームページにてご確認ください。

Q26. 接続検討結果は手元に届いていないが、上限超過解消を見越して、回答予定日（接続検討回答書の送付予定日）に合わせて新たに申込みを行うことはできますか？

A 26. 接続検討受付に際してご連絡している回答予定日は目安であり、検討内容により前後することがあります。接続検討回答書がお手元に届いたことを確認のうえ、案件の優先順位を考慮のうえ、新規申込みを行ってください。

<その他>

Q27. 今後、制度内容が変更される可能性はありますか？

A 27. 申込状況や運用効果を踏まえ、必要に応じて追加的な対策や見直しが検討されます。

Q28. 広域機関に申し込みした場合、広域機関申込分としてカウントされますか？

A 28. 広域機関に申し込みした場合でも、連系するエリアの一般送配電事業者の申込み分としてカウントされます。

Q29. 上限数を超過した場合、いつ頃連絡をもらえますか。

A29. 一般送配電事業者にて超過を確認次第、速やかにご連絡いたします。

Q30. 一事業者あたりの上限数は全国の一般送配電事業者で合算されますか？

A30. 上限数は一般送配電事業者ごとに管理します。例えば、Aの一般送配電事業者で上限数に達している場合であっても、Bの一般送配電事業者で上限数に達していなければ、Bの一般送配電事業者への接続検討申込みは可能です。

Q31. 同一申込書で複数地点をまとめて申込みことはできますか。また、その場合の件数はどのようにカウントされますか？

A31. 接続検討は地点ごとの申込みとなります。複数地点の検討を希望する場合は地点ごとに申込みが必要であり、それぞれ1件としてカウントします。

Q32. 接続検討結果の回答を受けた後、同一地点について再度接続検討を申し込むことはできますか？

A32. 可能です。その場合は新たな接続検討申込みとして取り扱い、上限数の対象となります。

Q33. （自治体やチェーン店等）来年度予算で複数地点に一齐に蓄電池を設置する計画を立てているが、上限数制約があるため受け付けてもらえず、来年度中の運開に間に合わない。自治体／チェーン店全体としての取組みであり必ず蓄電池を設置するので受領してほしい。

A33. 本制度は全事業者間の公平性確保を目的としているため、自治体やチェーン店等であっても個別の事情により上限超過分を受け付けることはできません。上限内での優先順位付け等によりご対応ください。

Q34. 上限数に達したため受け付けてもらえず、長期脱炭素電源オークション／FIP申請に間に合わなかった。補償してくれるのか。

A34. 本制度は、接続検討申込みが一部の事業者に集中することによる手続の遅延を防ぎ、すべての事業者に対して公平な接続機会を確保することを目的として導入しているものです。このため、上限数の適用により申込みを受け付けられなかったことに起因して、各種制度（長期脱炭素電源オークションやFIP申請等）に間に合わなかった場合であっても、一般送配電事業者が補償を行うものではありません。

以上